

福井大学医学部附属教育支援センター－医学部教育 I R 部門要項

平成 29 年 4 月 20 日

医学部長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学医学部附属教育支援センター（以下「センター」という。）規程（平成 25 年福大医規程第 2 号）第 1 1 条の規定に基づき、医学部教育 I R 部門（以下「I R 部門」という）について必要事項を定める。

(目的)

第 2 条 I R 部門は、福井大学医学部及び大学院医学系研究科（以下「医学部」という。）の教育目標を達成するために、本学医学部の教育及び学生支援に関する学内外の様々な情報を収集・分析及び管理を行い、医学・看護学教育の改善に寄与し、もって医学部教育の内部質保証及び大学改革に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 I R 部門は、次の号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学・看護学教育に関する各種情報の収集に関すること。
- (2) 情報の分析、管理に関すること。
- (3) 大学及び各部局への情報提供、分析等の支援に関すること。
- (4) 中期目標・中期計画の策定及び自己点検・評価活動の支援に関すること。
- (5) その他 I R 部門の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第 4 条 I R 部門に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 兼任の教員及び事務職員等
- (4) その他必要な職員

(部門長)

第 5 条 部門長は、I R 部門の業務を統括し、センター長が指名する副センター長をもって充てる。

(副部門長)

第 6 条 副部門長は、部門長の業務を補佐し、センター長が指名するセンター専任教員又は兼任教員をもって充てる。

2 部門長に事故がある場合は、副部門長がその職務を代行する。

(兼任の教員及び事務職員等)

第 7 条 兼任の教員及び事務職員等は、部門長の意見を聴取し、センター長が必要に応じて兼務させる。

(任期)

第8条 第4条各号に掲げる職員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 IR部門の事務は、学務部松岡キャンパス学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、IR部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成29年6月28日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に任命される第4条第1項第3号に掲げる職員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。